



東京高裁判決から 1 ヶ月 「救済命令」の速やかな履行を求める！

「ジェイアールバス関東不当労働行為事件の中央労働委員会命令取り消し訴訟」では、東京高等裁判所(以下、東京高裁)が中央労働委員会の判断を取り消し、私たちの主張を認める判決を下しました。

輸送サービス労組結成の正当性と同時に「労働委員会の存在意義」を改めて確認しましょう！

■ 労働委員会は、労働者を救済する公的機関

東京高裁は「労働委員会の裁量権」を次のように述べています。

「労働委員会には広範な裁量権が付与されていると主張されるが、労働委員会の裁量権は、不当労働行為に対する救済を実質あるものにする観点から認められるべきものであり、救済の利益を否定する方向で自由に判断できるわけではない」

つまり、労働委員会は「救済を効果的に実現するための自由な判断はできるが、救済を否定するために自由に決められるわけではない」ということです。

この判決から、労働委員会は「労働者を救済するための公的機関である」ということが確認できます。

■ 救済命令の効力は継続！

東京高裁判決を受けて、国は上告しました。しかし、2021年9月16日に東京都労働委員会から交付された救済命令の効力は継続しています。

救済命令は、労働組合法第 27 条に基づく行政命令であり、速やかに履行しなければならない義務があります。

TOKYO
MAIL NEWS

輸送サービス労組
東京地本

WEBSITE
SNS

No. 086 / 2025.10.8

ジェイアールバス関東労組(JTSU-B)
中央労働委員会命令と東京地裁判決を取り消す

完全勝利!

■ あきらめず、正義を貫き、仲間とのたたかいが実を結んだ！

2025年9月30日、東京高裁はジェイアールバス関東労組(JTSU-B)の主張を全面的に認め、中央労働委員会命令と東京地裁判決を取り消す「完全勝利」の判決を下しました！

■ 何が起きたのか

JR 東日本の子会社・ジェイアールバス関東(株)白河支店で、当時の支店長が社員に対し「組合をやめたほうがいい」と組合を勧誘したことが発端でした。

東京都労働委員会は「労働組合への不当な干渉」の不当労働行為を認定し、会社に対して「救済命令」を出しました。しかし、中央労働委員会は「当該社員がすでに組合を脱退し、別の組合に加入している」との理由で、救済命令を取り消したのです。

■ 正当な組合活動を続けようとした組合員こそ救済すべきである

この不当な判断を正すため、東京地裁に提訴しました。一審では敗訴しましたが、控訴審の東京高裁は「不当労働行為の救済を求めるためにやむを得ず別の組合に移ったものであり、脱退を理由に救済を否定するのは理不尽・不条理である」と明確に判断しました。これは、中央労働委員会命令と東京地裁判決を真っ向から否定され、私たちの正当性が認められた画期的なものです。

東京高裁の判決に基づき、東京都労働委員会の救済命令を速やかに履行すべきです！



YouTube/TikTok 動画で配信中！

ジェイアールバス関東(会社)は、命令内容を履行すべきだ！